第三十九条の三十九の二第一項中「第六十八条の九の二第四項」を「第六十八条の九の二第五項」に改める。

第三十九条の四十第一項中「とし、同号ニに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第四項に規定する財務大臣が指定するもの」を削り、同条第二項及び第三項第一号中「第二十七条の五第五項」を「第二十七条の五第四項」に改め、同条第七項中「第六十八条の十第十四項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十第十四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第八項中「第六十八条の十第十五項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十第十五項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第十項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

11　法第六十八条の十第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
、同法	、法人税法	

第三十九条の四十一第一項中「一式とする」を「一式」に改め、同条第八項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第六十八条の十一第十項」を「第六十八条の十一第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第六十八条の十一第十一項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第十三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第六十八条の十一第十一項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第六十八条の十一第十項」を「第六十八条の十一第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第六十八条の十一第九項」を「第六十八条の十一第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第六十八条の十一第八項」を「第六十八条の十一第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第六十八条の十一第六項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条の次に次の一項を加える。

7　法第六十八条の十一第八項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該特定供用年度（法第六十八条の十一第二項に規定する特定供用年度をいう。以下この項及び第九項第二号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用（同条第一項に規定する指定事業の用をいう。以下この項及び次項において同じ。）に供した特定機械装置等につき同条第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人又はその中小連結子法人で特定生産性向上設備等（法第六十八条の十一第八項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は製作したものの当該特定供用年度の個別所得金額

ロ　特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した中小連結親法人の当該特定供用年度の個別所得金額及び特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した各中小連結子法人の当該特定供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該特定供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十一第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

第三十九条の四十一第三項中「第六十八条の十一第六項」を「第六十八条の十一第七項」に、「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同項第二号中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第六十八条の十一第二項に規定する政令」を「第六十八条の十一第七項に規定する政令」に改め、同項第一号中「この項及び第六項」を「この項及び第九項第一号」に、「調整前連結税額（同条第二項」を「調整前連結税額（同条第七項」に改め、同号イ中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六項」を「第九項第一号」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「この号及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第六十八条の十一第八項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該特定供用年度（法第六十八条の十一第二項に規定する特定供用年度をいう。以下この項及び第九項第二号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用（同条第一項に規定する指定事業の用をいう。以下この項及び次項において同じ。）に供した特定機械装置等につき同条第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人又はその中小連結子法人で特定生産性向上設備等（法第六十八条の十一第八項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は製作したものの当該特定供用年度の個別所得金額

ロ　特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した中小連結親法人の当該特定供用年度の個別所得金額及び特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した各中小連結子法人の当該特定供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該特定供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十一第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

第三十九条の四十一第三項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同項第二号中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第六十八条の十一第二項に規定する政令」を「第六十八条の十一第七項に規定する政令」に改め、同項第一号中「この項及び第六項」を「この項及び第九項第一号」に、「調整前連結税額（同条第二項」を「調整前連結税額（同条第七項」に改め、同号イ中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六項」を「第九項第一号」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「この号及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第六十八条の十一第八項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該特定供用年度（法第六十八条の十一第二項に規定する特定供用年度をいう。以下この項及び第九項第二号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用（同条第一項に規定する指定事業の用をいう。以下この項及び次項において同じ。）に供した特定機械装置等につき同条第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人又はその中小連結子法人で特定生産性向上設備等（法第六十八条の十一第八項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は製作したものの当該特定供用年度の個別所得金額

ロ　特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した中小連結親法人の当該特定供用年度の個別所得金額及び特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した各中小連結子法人の当該特定供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該特定供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十一第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

第三十九条の四十一第三項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同項第二号中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第六十八条の十一第二項に規定する政令」を「第六十八条の十一第七項に規定する政令」に改め、同項第一号中「この項及び第六項」を「この項及び第九項第一号」に、「調整前連結税額（同条第二項」を「調整前連結税額（同条第七項」に改め、同号イ中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六項」を「第九項第一号」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「この号及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第六十八条の十一第八項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該特定供用年度（法第六十八条の十一第二項に規定する特定供用年度をいう。以下この項及び第九項第二号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用（同条第一項に規定する指定事業の用をいう。以下この項及び次項において同じ。）に供した特定機械装置等につき同条第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人又はその中小連結子法人で特定生産性向上設備等（法第六十八条の十一第八項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は製作したものの当該特定供用年度の個別所得金額

ロ　特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した中小連結親法人の当該特定供用年度の個別所得金額及び特定生産性向上設備等を取得し、又は製作した各中小連結子法人の当該特定供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該特定供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十一第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

3　法第六十八条の十一第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

一　適格合併又は適格分割型分割　当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第百二十三条の三第三項に規定する帳簿価額に同令第五十四条第一項第五号イ⑵又はロ⑵に掲げる金額を加算した金額

二　適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格現物分配　法第六十八条の十一第四項の中小連結親法人又はその中小連結子法人における取得価額

4　法第六十八条の十一第五項の規定の適用を受けた中小連結親法人（同条第一項に規定する中小連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又はその中小連結子法人（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結子法人をいう。以下この条において同じ。）の有する法第六十八条の十一第五項の特別償却準備金の金額は、法第六十八条の四十一の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九条の百十三第二十一項及び法人税法施行令第百五十五条の八第一項の規定（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の法第六十八条の十一第五項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第三十九条の十三第二十三項及び同令第二十二条第一項の規定）を適用する。